

コロナ禍をのりこえるためにも女性が自立して 暮らせる働き方とジェンダー平等施策の強化を求める請願

【請願趣旨】

新型コロナウイルス感染拡大は、国民のいのちや暮らしの基盤の脆弱さとともに、とりわけ女性の貧困や失業、DV、自殺者の急増など日本のジェンダー施策の遅れをうきぼりにしました。女性の困難の大もとには、非正規雇用を女性雇用労働者の56%にまで広げた働き方の問題があります。自民・公明の政権は労働法制の改悪を重ね、さらに「女性活躍」「多様で柔軟な働き方」の名で「働き方改革」をすすめています。これらは、女性を「雇用の調整弁」として、低賃金で不安定な非正規労働においやるもので、社会保障制度の後退とも重なって、女性の生きづらさを深刻にしています。

コロナ禍をのりこえるためにも、いまこそ、雇用や社会保障制度、ジェンダー施策、税金の使い方を抜本的に見直すときです。だれもが8時間働けば普通に暮せるジェンダー平等の社会をめざし、以下、請願します。

【請願項目】

- 1、女性労働者が多くを占める医療や介護、保育など社会的に必要不可欠な職業（エッセンシャルワーク）へのふさわしい賃金と労働条件を保障すること
- 1、非正規雇用でなく正規雇用が当たり前となるよう規制を強め、無権利の働き方を広げる「雇用によらない働き方」の推進をやめること。最低賃金を時給1500円以上に引き上げ、全国一律最低賃金を創設し、そのための中小企業支援をおこなうこと
- 1、新型コロナウイルス感染防止のため、非正規も含め雇用を守る各種補償制度を延長・充実させること。小学校休業等助成金を女性支援策として位置づけ、対象のすべての保護者に届くまで期限を設けず延長し、個人でも申請できるよう改善すること
- 1、性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、女性相談窓口を専門体制と財政支援で抜本拡充すること。性的同意を明記する刑法改正をおこなうこと
- 1、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントをなくすため、ハラスメントの禁止を明記した法整備をおこない、ILOハラスメント条約を批准すること

名 前	住 所
	都道府県 郡市区

* 消えないペンで、名前は一人ひとり、住所は番地まで省略せず、明記して下さい。「〃」「同上」は無効となります。
* 署名は国会請願以外には用いません。 2021.1



新日本婦人の会

〒112-0002 東京都文京区小石川 5-10-20